

脱炭素施策に関する産学金官作業部会の設置（案）について

1. 設置根拠

「恵庭市環境基本条例」第29条

2. 設置目的

恵庭市環境審議会の取扱案件中「脱炭素」に特化した専門部会として、審議会から付託された事項について、各界（産業・学術・金融・行政（官））からの専門的・総合的な知見を基に検討、及び情報を共有するため、「脱炭素施策に関する産学金官作業部会」（以下「部会」）を設置する

3. 部会構成メンバー（案）

産：恵庭工業クラブ（幹事企業など 1名）

商工会議所（総務運営課長 1名）

e-niwa（取締役など 1名）

学：北海道文教大学（企画調整部長など 1名）

金：恵庭金融協会（代表：北洋銀行支店長）

官：石狩振興局（ゼロカーボン局から 1名）

恵庭市（ゼロカーボン室長）

……………→ 構成メンバーは7名（予定）

※事務局：脱炭素推進課長、主査、スタッフ

4. 立ち上げ～実施スケジュール（予定）

令和6年1月～2月：上記案に基づく構成メンバーへの事前打診

令和6年2月：環境審議会にて部会の設立について審議

令和6年2月～3月：構成メンバーへ環境審議会臨時委員の委嘱について本打診

令和6年4月以降：環境審議会臨時委員委嘱⇒部会委員指名

（令和6年6月：環境審議会委員改選（一斉））

⇒環境審議会（年3回予定）に合わせ、本部会開催

5. 作業部会での取扱内容について

○市施策の紹介（ロードマップ、アクションプラン、各種事業）と各界への周知依頼

○審議会から部会で検討を求められたものについて審議、及び意見等の収集 ⇒結果は審議会へ報告

○各団体からの取組紹介（情報共有）

…等